



2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 前条第三号に掲げる業務に係る勘定について  
は、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

4 機構は、前条第三号に掲げる業務に係る勘定において、中長期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

5 前各項に定めるもののか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。  
(長期借入金及び森林研究・整備機構債券)

第十八条 機構は、第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務に要する費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は森林研究・整備機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。

3 前二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定による委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)  
第一九三

**第十九条** (債務保証) 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第十三条第二項に規定する業務に係る前条第一項又は第二項の規定による機関の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

**第二十条** 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(財政上の措置)

**第二十一条** 政府は、機構が、第十八条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行することによつても、なお第十三条第二項に規定する業務に要する費用又は当該業務に係る第十八条第二項の償還に充てるための資金の調達をすることが困難であると認められるときは、予算で定める額の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

**第四章 雜則**

(緊急時の要請)

**第二十二条** 農林水産大臣は、森林に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の拡大又は発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条第一項第一号に掲げる業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施すべきことを要請することができる。

2 機構は、前項の規定による農林水産大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施しなければならない。

(財務大臣との協議)

**第二十三条** 農林水産大臣は、次に掲げる場合は、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十七条第一項の承認をしようとするとき。

二 第十八条第一項、第二項若しくは第五項又是第二十条の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

### (他の法令の準用)

**第二十五条** (他の法令の準用) 機構が行う第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関しては、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)その他政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

**第五章 罰則**

**第二十六条** 第十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

**第二十七条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十三条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

**附 則**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成十三年一月六日から施行する。  
(職員の引継ぎ等)

**第三条** 研究所の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。

**第二条** 研究所の成立の際現に農林水産省の部局の職員となつたもの(次条において「引継ぎ職員」という。)であつて、研究所の成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三条)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含

む。)の認定があつたものとみなす。この場合

む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条の規定にかかるわらず、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

2 第二項(同法附則第六条第二項)第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)

**第四条** 研究所の成立の際現に存する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

**第五条** 研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が国有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。



項並びに前条第一項に規定する業務に係る經理については、その他の經理と区分し、特別の勘定（次条において「特定地域整備等勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

(旧機構法第十一一条第一項第七号ニの事業及びこれに附帯する事業に係るものに限る。)に係る經理については、第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る經理として整理しなければならない。

**第十三条** 機構は、前条第一項に規定する業務を終えたときは、特定地域整備等勘定を廃止するものとし、その廃止の際特定地域整備等勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。  
2 機構は、前項の規定により特定地域整備等勘定を廃止したときは、その廃止の際特定地域整備等勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。  
(他の法令の準用)

**第十四条** 機構が行う附則第六条第一項、第八条第一項及び第十一条第一項に規定する業務に関しては、不動産登記法その他の政令で定める法令について、政令で定めるところにより、機構を國の行政機關とみなして、これらの法令を準用する。

は、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則第十二条第三項若しくは第十三条第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧機構法の規定又は同項の規定によりなおその効力を有することとされた旧機構法第十六条第二項において準用する土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十三条の四第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

力を有することとされた旧農用地整備公團法の規定、同項の規定によりなおその効力を有することとされた旧農用地整備公團法第二十五条第一項において準用する土地改良法第五十三条第二項の規定又は附則第十条第三項の規定によりなおその効力を有することと

された旧農用地整備公團法第二十四条の四第一項において準用する土地改良法第五十七条の二第三項の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

(政令への委任)  
**第十六条** 附則第二条から第五条までに定めるもののか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）  
四号抄  
第一條 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。  
附 則（平成一八年三月三一日法律第二  
六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項、第十七条第二項並びに第二十三条の規定

は、公布の日から施行する。  
**(職員の引継ぎ等)**

大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人

森林総合研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続ぎそれぞれの独立行政法人（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構にあっては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）の職員となるものとする。

**第三条** 前条の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人種苗管理センタ

1、独立行政法人畜産改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所（以下「施行日後の研究機構等」と

いう。)の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後における研究機構等の職員を同項に規定する特別職國家公務員等と、前条の規定により国家公務員と

しての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

2 退職手当法（昭和二十一年法律第二百一十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

施行日後の研究機構等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究機構等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の國家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人水産総合研究所センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木

行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所

所（以下「施行日前の研究機構等」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究機構等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究機構等（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。）第二

条の規定による改正前の國立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第九十九号）第二条の国立研究開発法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産研究・教育機関、平成二十七年整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業生

物資源研究所、同項の規定により解散した旧国  
立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究  
開発法人国際農林水産業研究センター並びに森  
林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法  
律第四十四号）第五条の規定による改正前の國

立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第二百九十八号）第一条の国立研究開発法人森林総合研究所及び国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む。以下この項において同じ。）の職員として在職した後引き続いだ国家

4 公務員退職金（当該第1項に規定する職員等の退職金）の支給する場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究機関等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究機関等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

施行日後は、施行日の前日に施

行日前の研究機構等の職員として在職し、附則第一條の規定により引き続いて施行日後の研究機構等の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百六十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究機構等を退職したものであつて、その退職した日まで当該施行日前の研究機

家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しても、同条の規定により算定した退職手当の

（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）  
第五条 施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定に相当する額を退職手当として支給するものとする。

の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究





